

資料編

資料1	相模原市の概況	1
資料2	関係法令	3
資料3	「新市町村合併支援プランの概要」	7
資料4	都市指標で見る相模原市	9

資料1 相模原市の概況

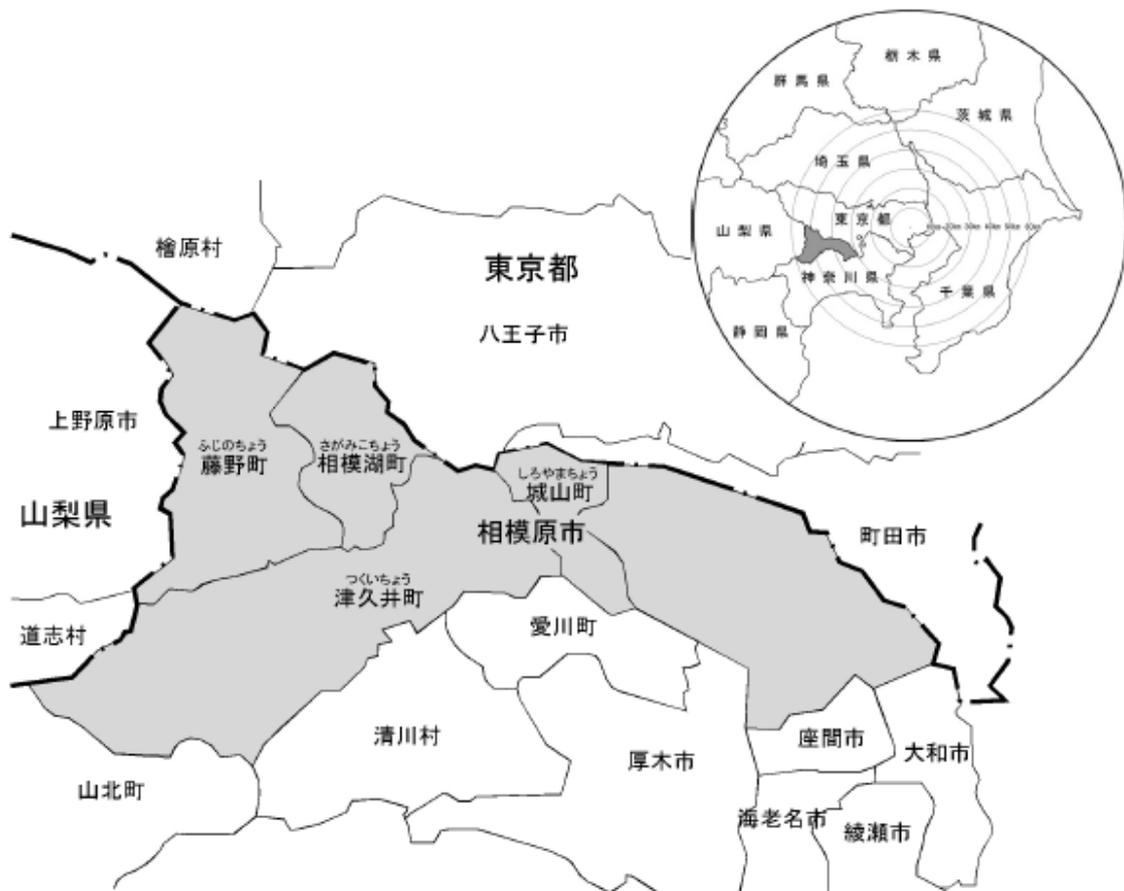
1 位置・地勢及び面積・人口

相模原市は、神奈川県北西部、東京都心から概ね30～60kmに位置しており、北部は東京都、西部は山梨県と接しています。

平成18年3月には津久井郡津久井町及び相模湖町と、平成19年3月には同郡城山町及び藤野町と合併し、面積は328.84km²、人口は70万を超える都市となりました。

東部の相模原地域は、相模川に沿った河岸段丘からなり、段丘の間に連なる斜面緑地が市街地の貴重な緑地としてみどりの骨格を形成しています。台地の上段では、戦前から進められた大規模な区画整理による基盤整備や充実した交通網などにより、密度の高い土地利用が進んでいます。

西部の津久井地域は、県民の水がめである相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖を有し、その周囲や相模川、道志川、串川の流域に広がる緩やかな丘陵地には、自然と共生するみどり豊かな街並みが形成されています。また、北西部は比較的急峻な山々が連なり、南西部は丹沢大山国定公園に指定されている森林地帯が、標高1,500mを超える山々となって貴重な自然環境を形成しています。



面積	328.84 km ²
人口	701,630 人

(人口は、平成17年国勢調査)

2 沿革

昭和16年 4月	相模原町誕生（2町6村合併） 人口 39,718人
29年11月	相模原市制施行 人口 80,409人
30年 7月	工場誘致条例制定（昭和36年3月廃止）
33年 8月	首都圏整備法による市街地開発区域第1号に指定
49年11月	米軍キャンプ淵野辺が日本政府に全面返還
53年 7月	米軍相模総合補給廠一部返還（24,420㎡）
54年11月	相模原市民憲章制定
56年 4月	米軍医療センターが日本政府に全面返還
60年10月	中国・無錫市と友好都市提携
62年 8月	人口50万人到達
62年11月	「銀河連邦」建国
平成 2年 3月	京王相模原線が全線開通
3年 5月	カナダ・スカボロー市（現トロント市）と友好都市提携
4年10月	全国都市緑化かながわフェア開催
10年 9月	かながわ・ゆめ国体開催
12年 4月	相模原市保健所を開設（保健所政令市へ移行）
13年11月	総合写真祭「フォトシティさがみはら」を初開催
15年 4月	中核市に移行
16年11月	市制施行50周年
18年 3月	相模原市・津久井町・相模湖町合併
19年 3月	相模原市・城山町・藤野町合併
19年 8月	相模原市政令指定都市推進市民協議会設立

1 地方自治法

(1) 大都市制度関連

第十二章 大都市等に関する特例

第一節 大都市に関する特例

(指定都市の権能)

第二百五十二条の十九 政令で指定する人口五十万以上の市(以下「指定都市」という。)は、次に掲げる事務のうち都道府県が法律又はこれに基づく政令の定めるところにより処理することとされているものの全部又は一部で政令で定めるものを、政令で定めるところにより、処理することができる。

- 一 児童福祉に関する事務
- 二 民生委員に関する事務
- 三 身体障害者の福祉に関する事務
- 四 生活保護に関する事務
- 五 行旅病人及び行旅死亡人の取扱に関する事務
- 五の二 社会福祉事業に関する事務
- 五の三 知的障害者の福祉に関する事務
- 六 母子家庭及び寡婦の福祉に関する事務
- 六の二 老人福祉に関する事務
- 七 母子保健に関する事務
- 八 障害者の自立支援に関する事務
- 九 食品衛生に関する事務
- 十 墓地、埋葬等の規制に関する事務
- 十一 興行場、旅館及び公衆浴場の営業の規制に関する事務
- 十一の二 精神保健及び精神障害者の福祉に関する事務
- 十二 結核の予防に関する事務
- 十三 都市計画に関する事務
- 十四 土地区画整理事業に関する事務
- 十五 屋外広告物の規制に関する事務

2 指定都市がその事務を処理するに当たつて、法律又はこれに基づく政令の定めるところにより都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可、承認その他これらに類する処分を要し、又はその事務の処理について都道府県知事若しくは都道府県の委員会の改善、停止、制限、禁止その他これらに類する指示その他の命令を受けるものとされている事項で政令で定めるものについては、政令の定めるところにより、これらの許可、認可等の処分を要せず、若しくはこれらの指示その他の命令に関する法令の規定を適用せず、又は都道府県知事若しくは都道府県の委員会の許可、認可等の処分若しくは指示その他の命令に代えて、各大臣の許可、認可等の処分を要するものとし、若しくは各大臣の指示その他の命令を受けるものとする。

(区の設定)

第二百五十二条の二十 指定都市は、市長の権限に属する事務を分掌させるため、条例で、その区域を分けて区を設け、区の事務所又は必要があると認めるときはその出張所を置くものとす

- る。
- 2 区の事務所又はその出張所の位置、名称及び所管区域は、条例でこれを定めなければならない。
 - 3 区の事務所又はその出張所の長は、当該普通地方公共団体の長の補助機関である職員をもって充てる。
 - 4 区に選挙管理委員会を置く。
 - 5 第四条第二項の規定は第二項の区の事務所又はその出張所の位置及び所管区域に、第一百七十五条第二項の規定は第三項の機関の長に、第二編第七章第三節中市の選挙管理委員会に関する規定は前項の選挙管理委員会について、これを準用する。
 - 6 指定都市は、必要と認めるときは、条例で、区ごとに区地域協議会を置くことができる。この場合において、その区域内に地域自治区が設けられる区には、区地域協議会を設けないことができる。
 - 7 第二百二条の五第二項から第五項まで及び第二百二条の六から第二百二条の九までの規定は、区地域協議会に準用する。
 - 8 指定都市は、地域自治区を設けるときは、その区域は、区の区域を分けて定めなければならない。
 - 9 第六項の規定に基づき、区に区地域協議会を置く指定都市は、第二百二条の四第一項の規定にかかわらず、その一部の区の区域に地域自治区を設けることができる。
 - 10 前各項に定めるもののほか、指定都市の区に関し必要な事項は、政令でこれを定める。

(政令への委任)

第二百五十二条の二十一 法律又はこれに基づく政令に定めるもののほか、第二百五十二条の十九第一項の規定による指定都市の指定があつた場合において必要な事項は、政令でこれを定める。

(2) 事務処理特例関連

(条例による事務処理の特例)

第二百五十二条の十七の二 都道府県は、都道府県知事の権限に属する事務の一部を、条例の定めるところにより、市町村が処理することとすることができる。この場合においては、当該市町村が処理することとされた事務は、当該市町村の長が管理し及び執行するものとする。

- 2 前項の条例(同項の規定により都道府県の規則に基づく事務を市町村が処理することとする場合で、同項の条例の定めるところにより、規則に委任して当該事務の範囲を定めるときは、当該規則を含む。以下本節において同じ。)を制定し又は改廃する場合においては、都道府県知事は、あらかじめ、その権限に属する事務の一部を処理し又は処理することとなる市町村の長に協議しなければならない。
- 3 市町村の長は、その議会の議決を経て、都道府県知事に対し、第一項の規定によりその権限に属する事務の一部を当該市町村が処理することとするよう要請することができる。
- 4 前項の規定による要請があつたときは、都道府県知事は、速やかに、当該市町村の長と協議しなければならない。

(条例による事務処理の特例の効果)

第二百五十二条の十七の三 前条第一項の条例の定めるところにより、都道府県知事の権限に属する事務の一部を市町村が処理する場合においては、当該条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務について規定する法

令、条例又は規則中都道府県に関する規定は、当該事務の範囲内において、当該市町村に関する規定として当該市町村に適用があるものとする。

- 2 前項の規定により市町村に適用があるものとされる法令の規定により国の行政機関が市町村に対して行うものとなる助言等、資料の提出の要求等又は是正の要求等は、都道府県知事を通じて行うことができるものとする。
- 3 第一項の規定により市町村に適用があるものとされる法令の規定により市町村が国の行政機関と行うものとなる協議は、都道府県知事を通じて行うものとし、当該法令の規定により国の行政機関が市町村に対して行うものとなる許認可等に係る申請等は、都道府県知事を経由して行うものとする。

(是正の要求等の特則)

第二百五十二条の十七の四 都道府県知事は、第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち自治事務の処理が法令の規定に違反していると認めるとき、又は著しく適正を欠き、かつ、明らかに公益を害していると認めるときは、当該市町村に対し、第二百四十五条の五第二項に規定する各大臣の指示がない場合であつても、同条第三項の規定により、当該自治事務の処理について違反の是正又は改善のため必要な措置を講ずべきことを求めることができる。

2 第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち法定受託事務に対する第二百四十五条の八第十二項において準用する同条第一項から第十一項までの規定の適用については、同条第十二項において読み替えて準用する同条第二項から第四項まで、第六項、第八項及び第十一項中「都道府県知事」とあるのは、「各大臣」とする。この場合においては、同条第十三項の規定は適用しない。

3 第二百五十二条の十七の二第一項の条例の定めるところにより市町村が処理することとされた事務のうち法定受託事務に係る市町村長の処分についての第二百五十五条の二の規定による審査請求の裁決に不服がある者は、当該処分に係る事務を規定する法律又はこれに基づく政令を所管する各大臣に対して再審査請求をすることができる。

2 地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の指定に関する政令

(昭和三十一年七月三十一日)

(政令第二百五十四号)

地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の指定に関する政令をここに公布する。

地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市の指定に関する政令

内閣は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

地方自治法第二百五十二条の十九第一項の指定都市を次のとおり指定する。

大阪市 名古屋市 京都市 横浜市 神戸市 北九州市 札幌市 川崎市 福岡市
広島市 仙台市 千葉市 さいたま市 静岡市 堺市 新潟市 浜松市

新市町村合併支援プランの概要

平成17年8月31日
市町村合併支援本部

第1 市町村合併支援の必要性

市町村合併は着実に成果を挙げてきているが、地域ごとの進捗状況には差異が見られるところであり、平成17年4月以降も、地方分権の一層の推進等の要請に応じていくため、新法の下で、引き続き自主的な市町村の合併を全国的に推進していく必要がある。

第2 新支援プラン策定の方針

1 趣旨

新支援プランは、新法の下で市町村が合併し、新しいまちづくりを行うに当たっての支援本部としての支援策等を策定し、これを実施することにより、自主的な市町村の合併を強力に促進し、地方の個性ある活性化、まちづくりを実現するものである。

2 対象地域

- (1) 都道府県により構想に位置づけられた構想対象市町村
- (2) 新法に基づいて合併した市町村

第3 新支援プラン

1 市町村合併支援策

(1) 地方行財政上の支援策及びその拡充策

① 行政支援策

- 町村合併の市制要件の緩和
- 市町村合併が行われた場合の選挙権の特例
- 支所・出張所、地域審議会及び郵便局の活用
- 政令指定都市の指定の弾力化
- 補助施設の他用途転用の取扱い
- 施設の統合整備に伴い廃止転用する施設に充当された地方債の繰上償還の取扱い
- 合併後市町村の人材育成への支援 等

② 財政措置等による支援

- 普通交付税の算定の特例
- 合併直後の臨時的経費に対する財政措置
- 合併市町村まちづくりのための事業に対する財政措置
- 合併前に必要となる事業に対する財政措置
- 合併支援のための公債費負担の格差是正に係る財政措置
- 合併準備経費に対する財政措置
- 都道府県が行う合併支援経費に対する財政措置
- 税制上の特例措置 等

(2) 関係省庁の連携による支援策

① 快適な暮らしを支える社会基盤の整備

- ア 道路の整備（5事業）
- イ 交通の利便性確保のための条件整備（4事業）
- ウ 市街地の整備（1事業）
- エ 住環境の整備（2事業）
- オ 公園・緑地の整備（1事業）
- カ 地域の再生（1事業）

② 豊かな生活環境の創造

- ア 廃棄物処理対策の推進（1事業）
- イ 上水道の整備（3事業）
- ウ 下水道等の整備（5事業）
- エ 消防・防災・国土保全の推進（8事業）
- オ 情報通信の整備（4事業）

③ 生涯にわたる保健・医療・福祉の充実

- ア 国民健康保険事業の安定的な運営の推進（1事業）
- イ 高齢者の社会参加の促進（1事業）

④ 次世代を担う教育の充実（4事業）

⑤ 新世紀に適応した産業の振興

- ア 農林水産業の振興（16事業）
- イ 商工業の振興（4事業）

⑥ 連携・交流による開かれたまちづくり（6事業）

2 市町村合併支援アドバイザー制度

3 市町村合併の広報・啓発

- (1) 全国合併市町村による参加・交流型イベントの実施
- (2) 市町村合併の広報・啓発

4 市町村合併支援窓口

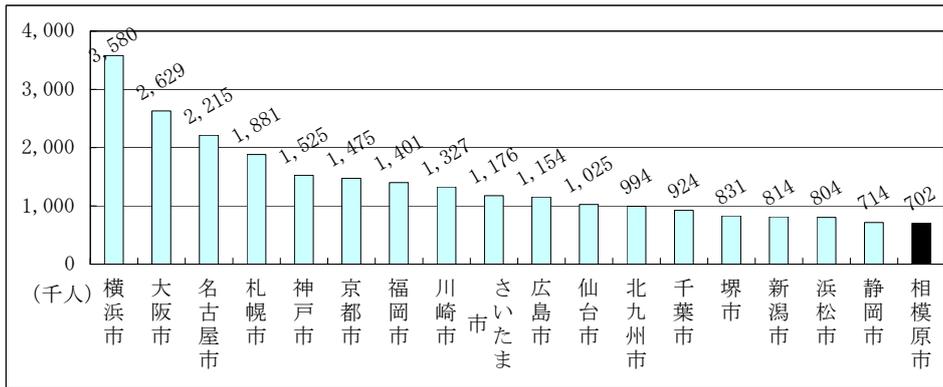
第4 都道府県の取組

都道府県においては、新法に基づいて速やかに構想を策定するとともに、構想に位置づけられた構想対象市町村及び合併市町村を対象として、都道府県事業の優先採択・重点投資、権限移譲等を内容とする都道府県支援本部支援プランに基づき、引き続き必要な支援を行うことが望まれる。

資料4 都市指標で見る相模原市

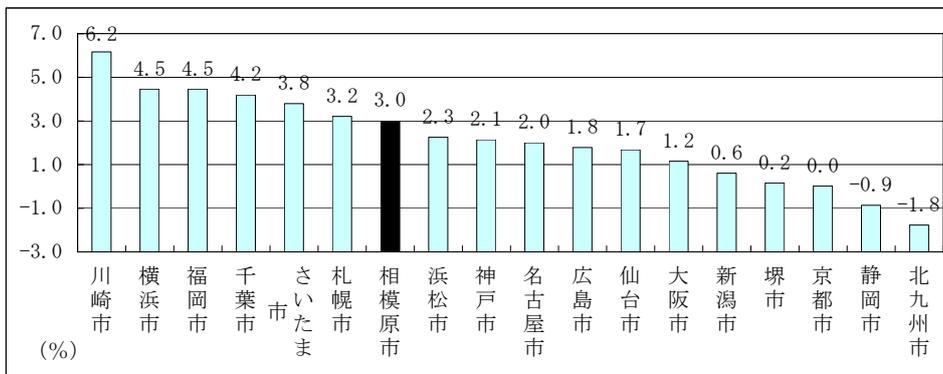
1 人口動態等

(1) 人口



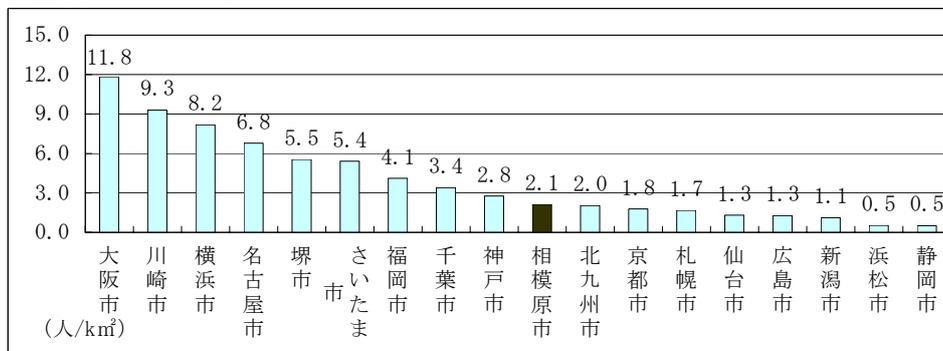
資料：総務省「平成17年国勢調査」

(2) 人口の増加率(国勢調査人口 平成12年～平成17年の増加率)



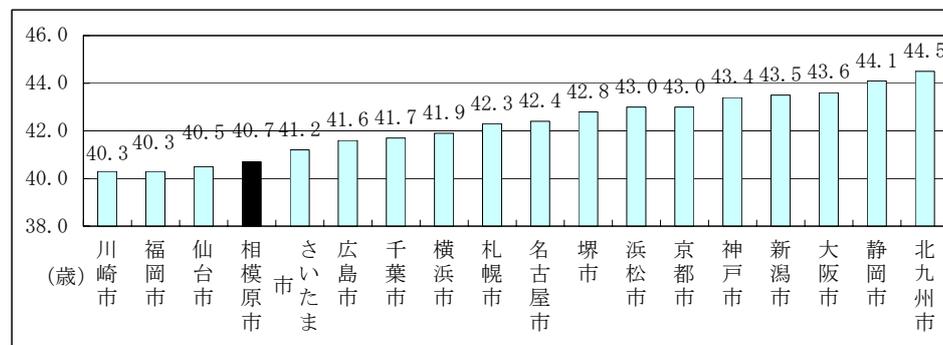
資料：総務省「平成12年・平成17年国勢調査」

(3) 市域全体の人口密度



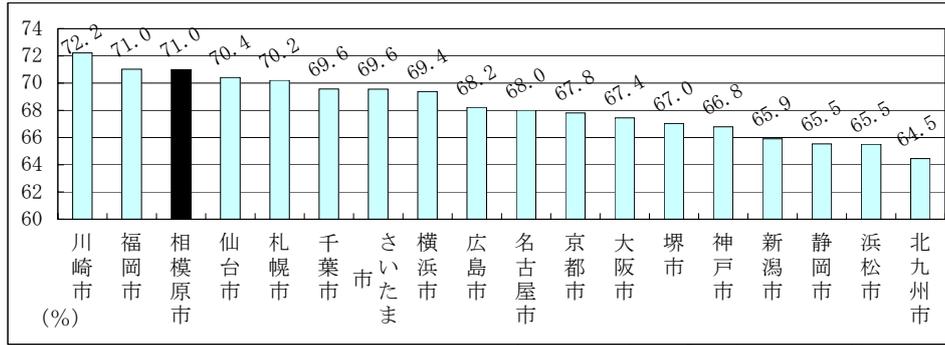
資料：総務省「平成17年国勢調査」

(4) 市民の平均年齢



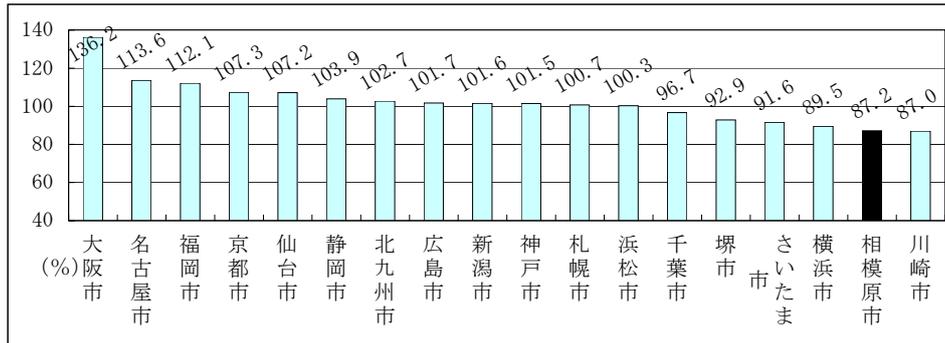
資料：総務省「平成17年国勢調査」

(5) 人口の年齢区分別の構成比(生産年齢人口)



資料：総務省「平成17年 国勢調査」

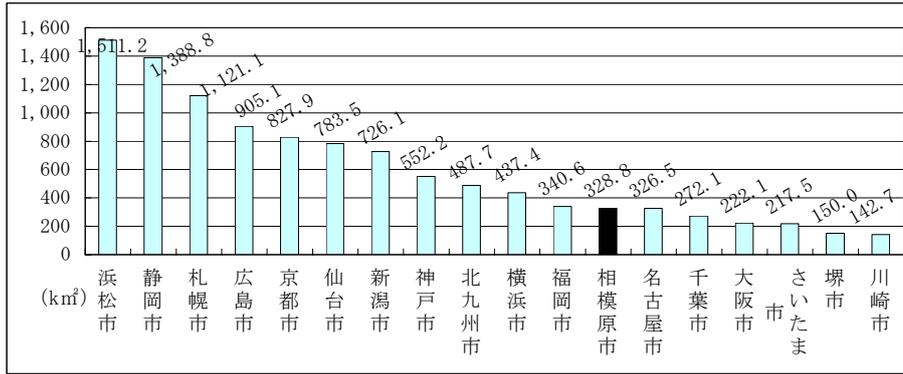
(6) 昼夜間人口比率



資料：総務省「平成17年 国勢調査」

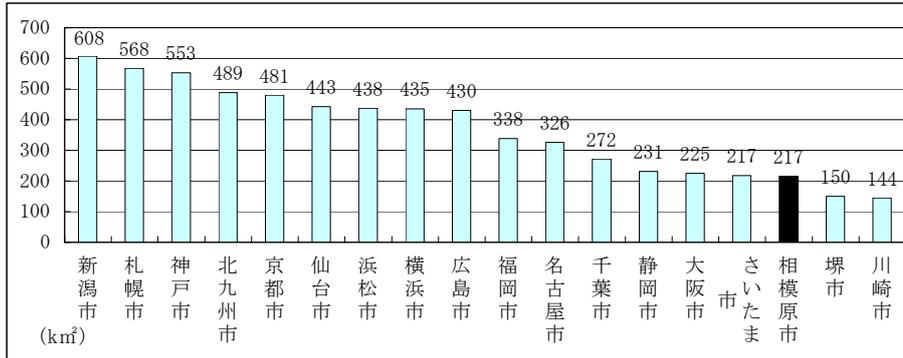
2 都市計画・インフラ

(1) 市域面積



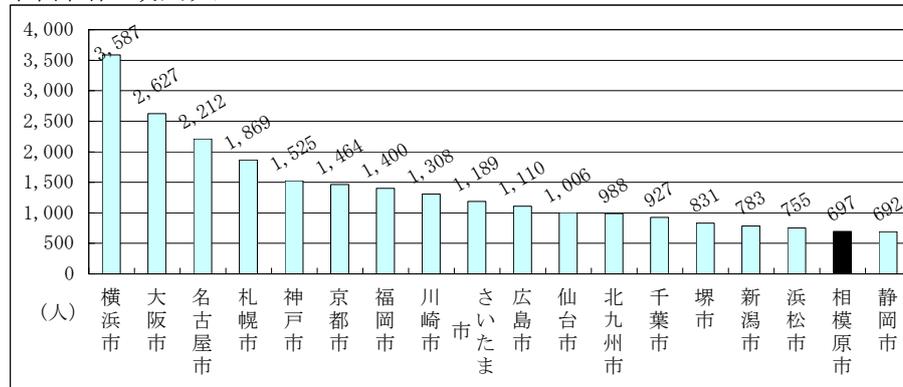
資料：総務省「平成17年国勢調査」

(2) 都市計画区域面積



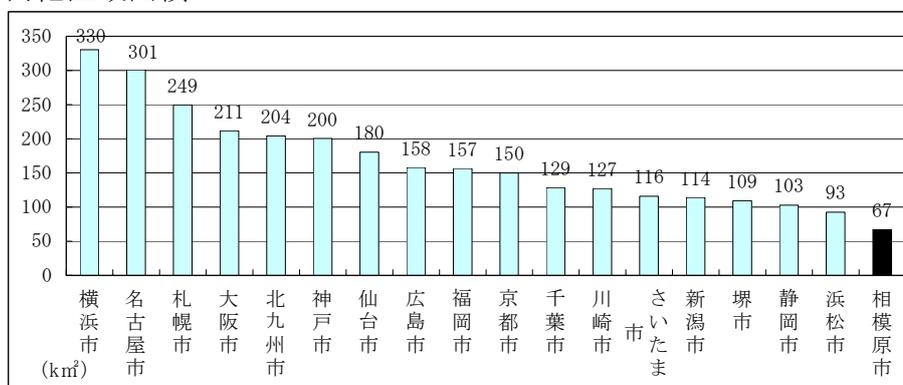
資料：(財)都市計画協会「平成18年都市計画年報」

(3) 都市計画区域内人口



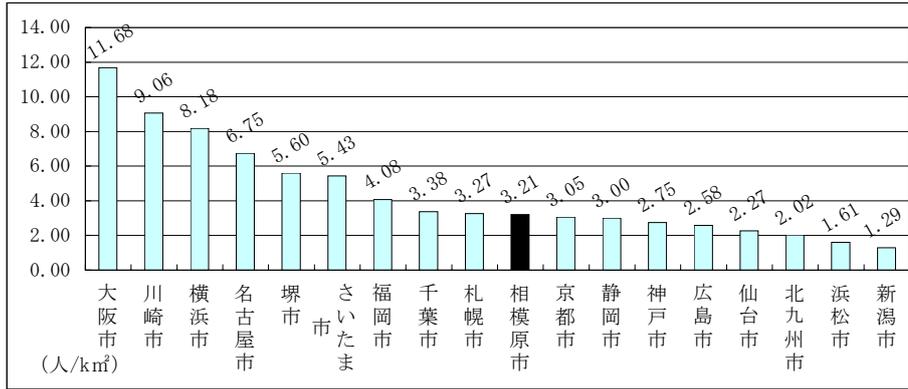
資料：(財)都市計画協会「平成18年都市計画年報」

(4) 市街化区域面積



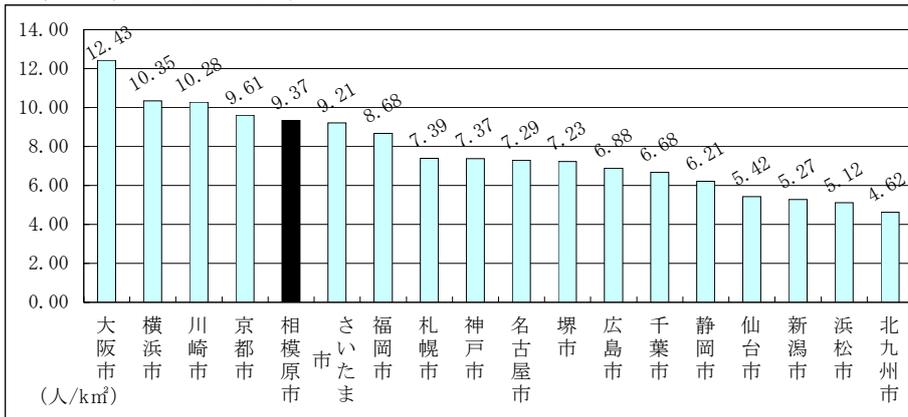
資料：(財)都市計画協会「平成18年都市計画年報」

(5) 都市計画区域内の人口密度



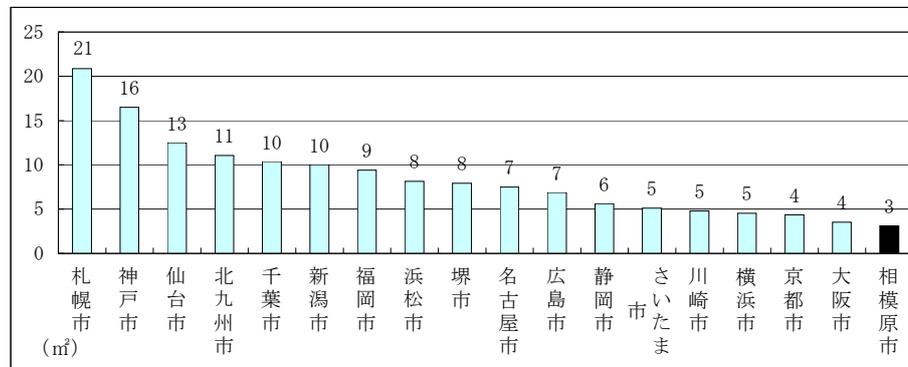
資料：(財)都市計画協会「平成18年都市計画年報」

(6) 市街化区域内の人口密度



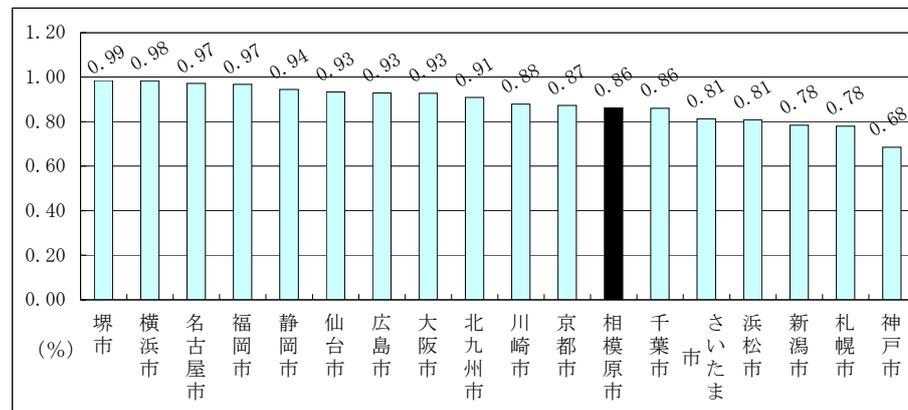
資料：(財)都市計画協会「平成18年都市計画年報」

(7) 公園面積(都市計画区域内人口1人当たり)



資料：総務省「平成17年度公共施設状況調査」

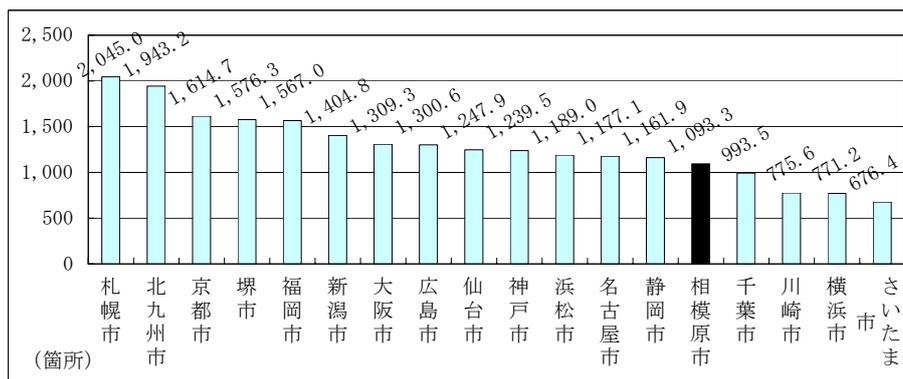
(8) 市道道路舗装率



資料：総務省「平成17年度公共施設状況調査」

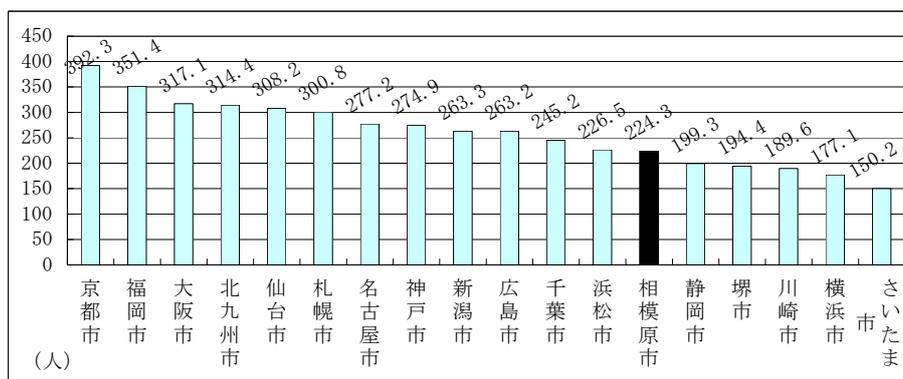
3 医療・福祉

(1) 病床数(人口10万人当たり)



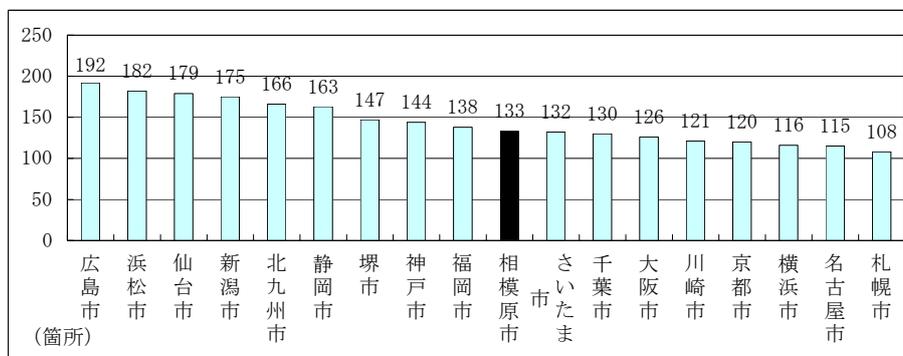
資料：厚生労働省「平成18年 医療施設調査」

(2) 医師数(人口10万人当たり)



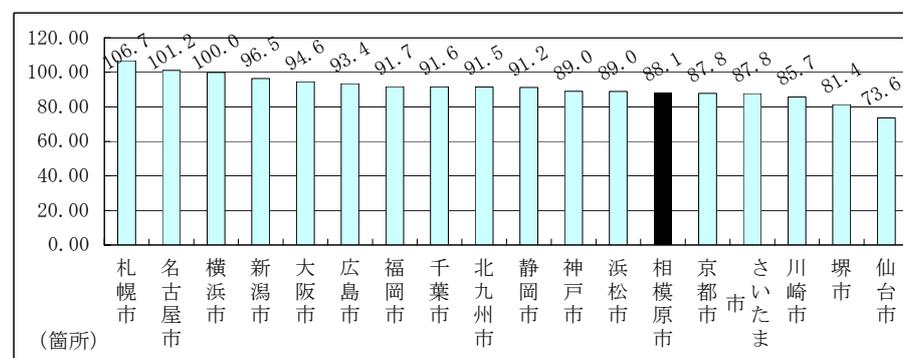
資料：厚生労働省「平成18年 医師・歯科医師・薬剤師調査」

(3) 老人福祉施設(65歳以上人口10万人当たり)



資料：厚生労働省「平成18年 社会福祉施設等調査」

(4) 保育所充足率

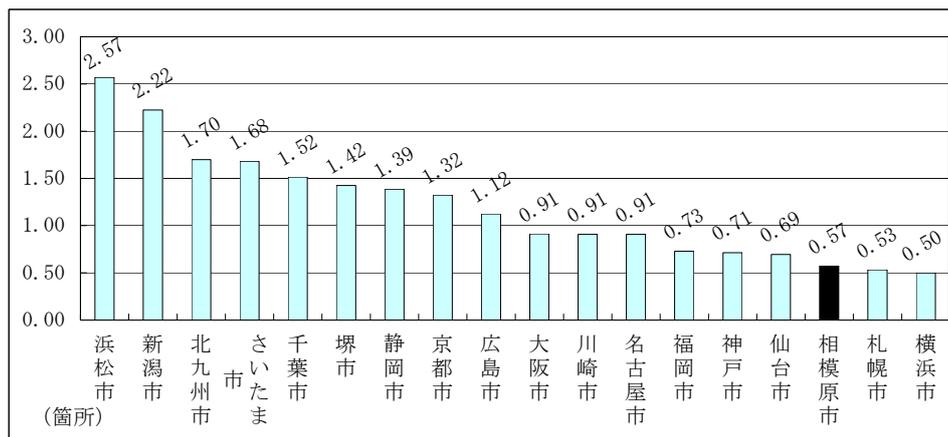


※保育所充足率…保育所施設定員／保育所対象者数

資料：厚生労働省「平成17年 社会福祉施設等調査」
総務省「平成17年度 公共施設状況調査」

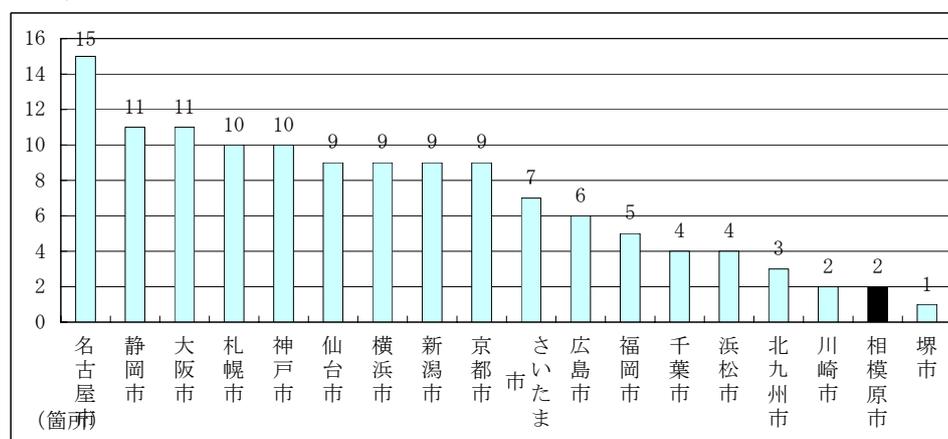
4 教育・文化

(1) 市立図書館数(人口10万人当たり)



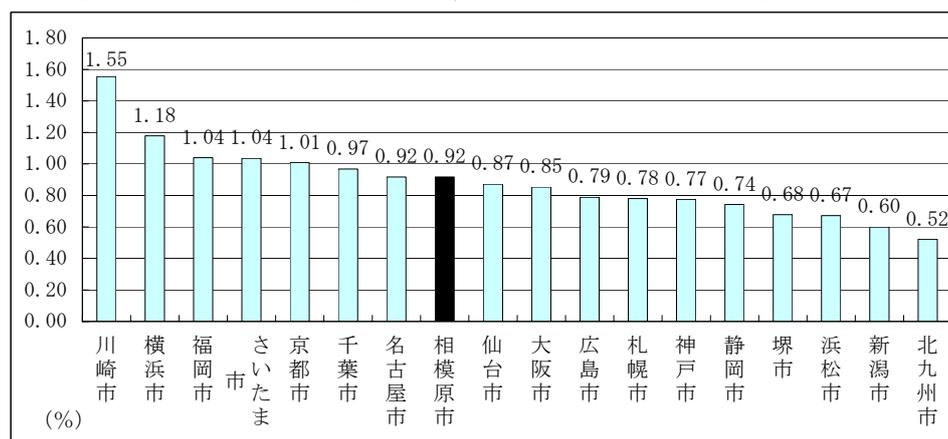
資料：総務省「平成17年度公共施設状況調査」

(2) 公私立博物館数



資料：総務省「平成17年度公共施設状況調査」

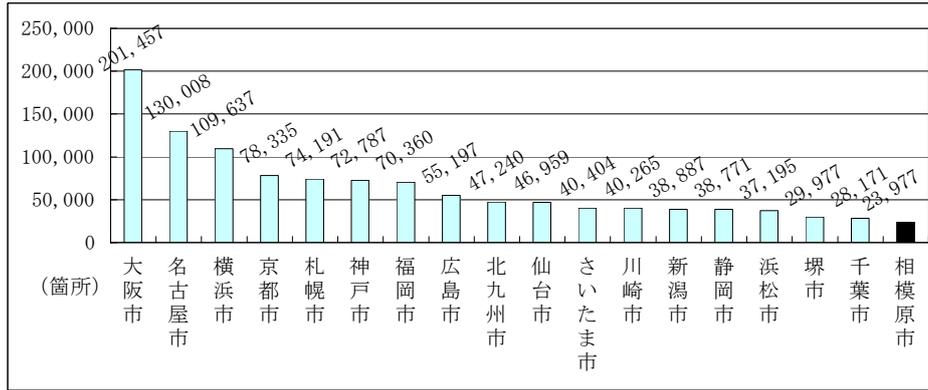
(3) 芸術文化・スポーツ関係の仕事に携わる人の割合(15歳以上)



資料：総務省「平成17年 国勢調査」

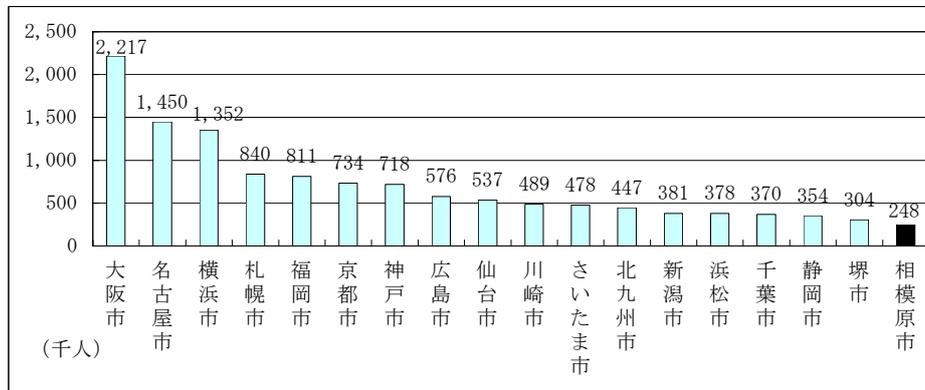
5 産業

(1) 事業所数



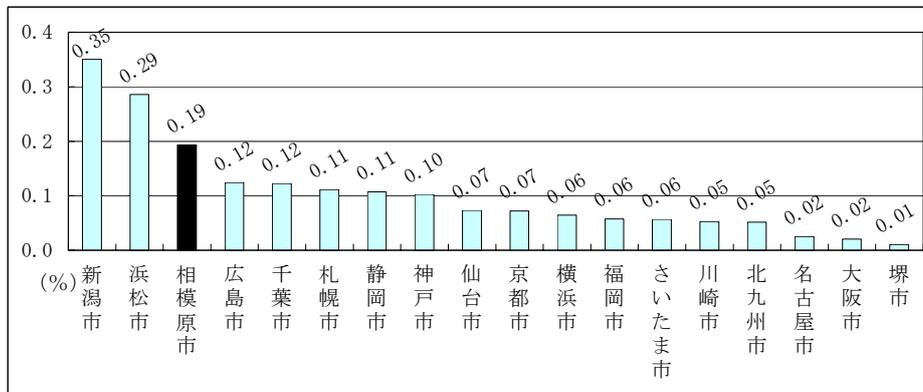
資料：総務省「平成18年 事業所・企業統計調査」

(2) 従業者数



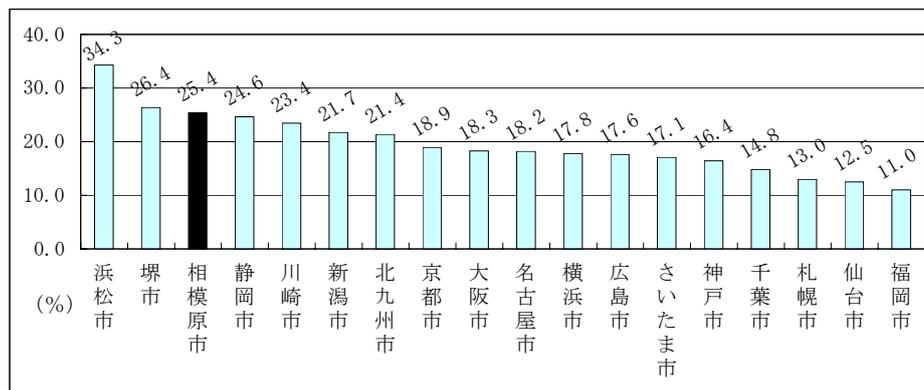
資料：総務省「平成18年 事業所・企業統計調査」

(3) 従業者数の構成比(第1次産業)



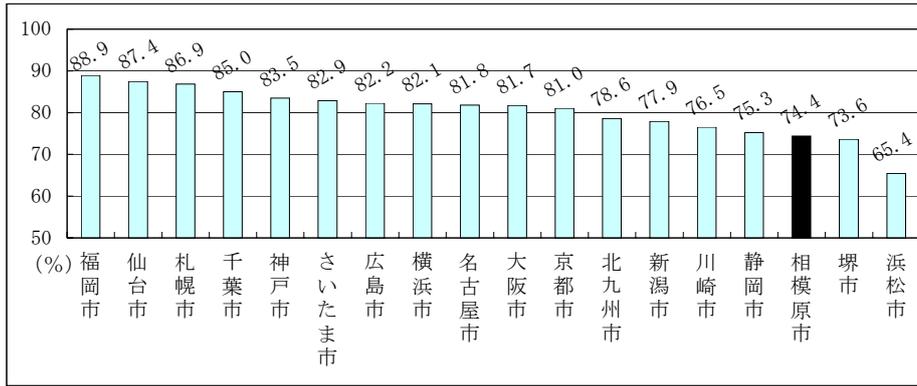
資料：総務省「平成18年 事業所・企業統計調査」

(4) 従業者数の構成比(第2次産業)



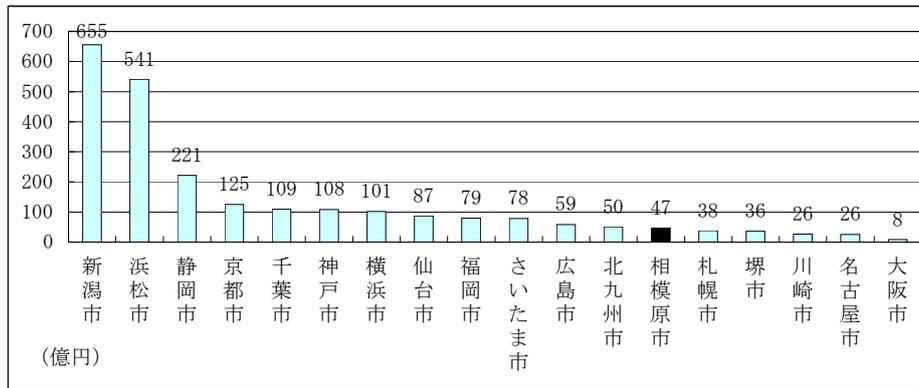
資料：総務省「平成18年 事業所・企業統計調査」

(5) 従業者数の構成比(第3次産業)



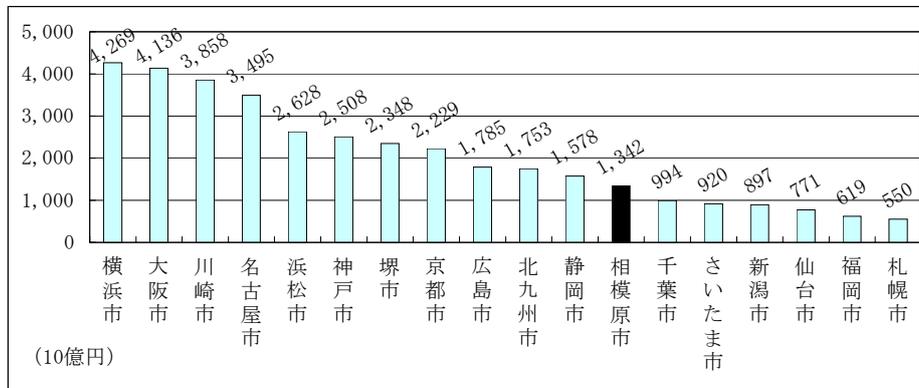
資料：総務省「平成18年 事業所・企業統計調査」

(6) 農業産出額



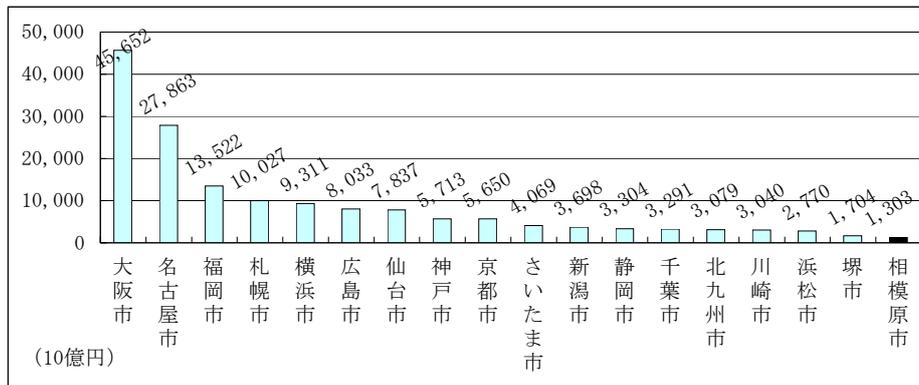
資料：経済産業省「平成16年 商業統計調査」

(7) 製造品出荷額等



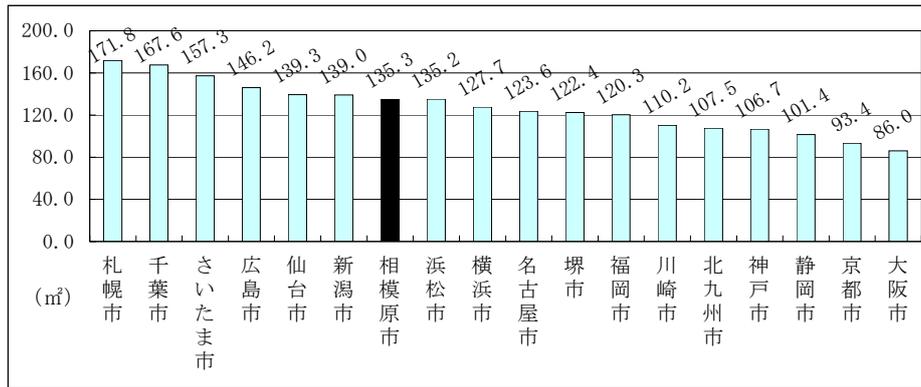
資料：経済産業省「平成16年 工業統計調査」

(8) 年間商品販売額



資料：経済産業省「平成16年商業統計調査」

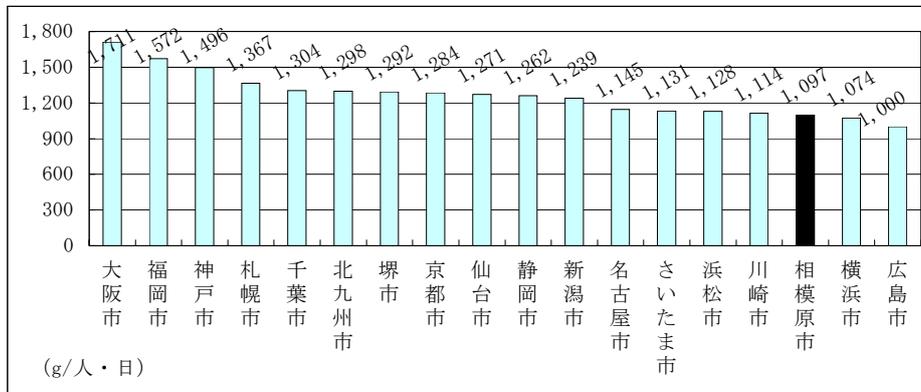
(9) 小売業1事業所当たり売場面積



資料：経済産業省「平成16年 商業統計調査」

6 環境

(1) ごみ排出量(1人1日当たりのごみ排出量)

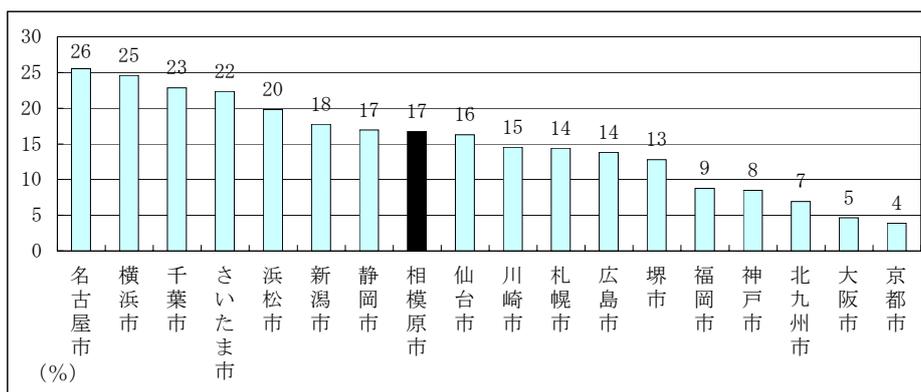


※1人1日当たりのごみ排出量＝

ごみ総排出量(計画収集量+直接搬入量+集団回収量)÷総人口÷365又は366

資料：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査(平成17年度)」

(2) リサイクル率



※リサイクル率(%)＝
$$\frac{\text{直接資源化量} + \text{中間処理後再生利用量} + \text{集団回収量}}{\text{ごみの総処理量} + \text{集団回収量}} \times 100$$

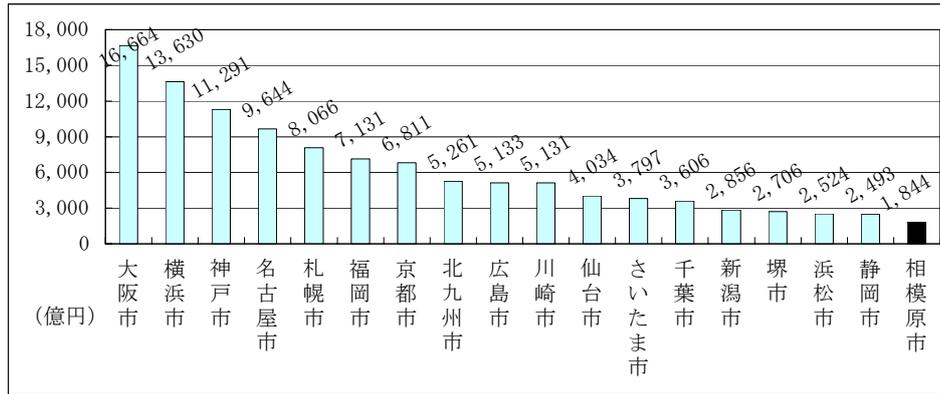
※中間処理後再生利用量…資源ごみ、粗大ごみ等を処理した後、鉄、アルミ等を回収し資源化した量

※集団回収量…市町村による用具の貸出、補助金の交付等で市町村登録された住民団体によって回収された量

資料：環境省「一般廃棄物処理事業実態調査(平成17年度)」

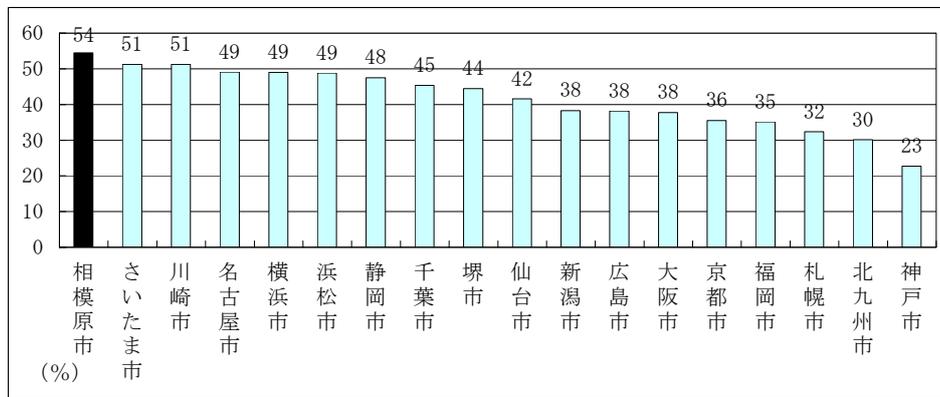
7 行財政

(1) 歳入総額



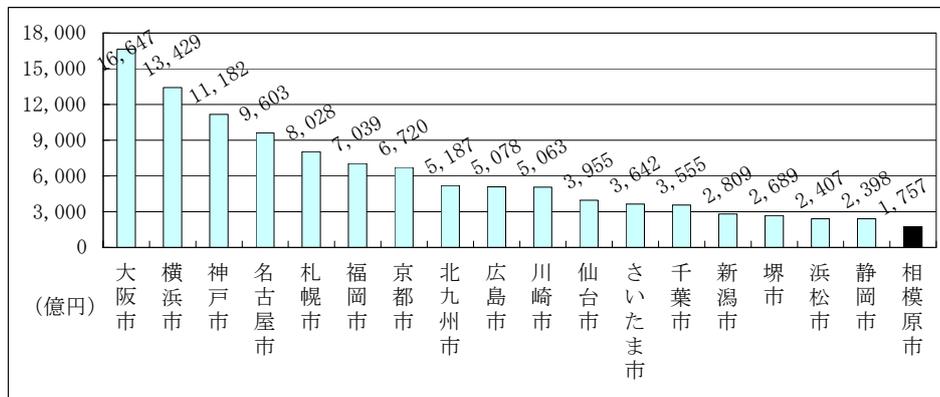
資料：総務省「平成17年度市町村別決算状況調」

(2) 歳入の構成 (歳入に占める市税の割合)



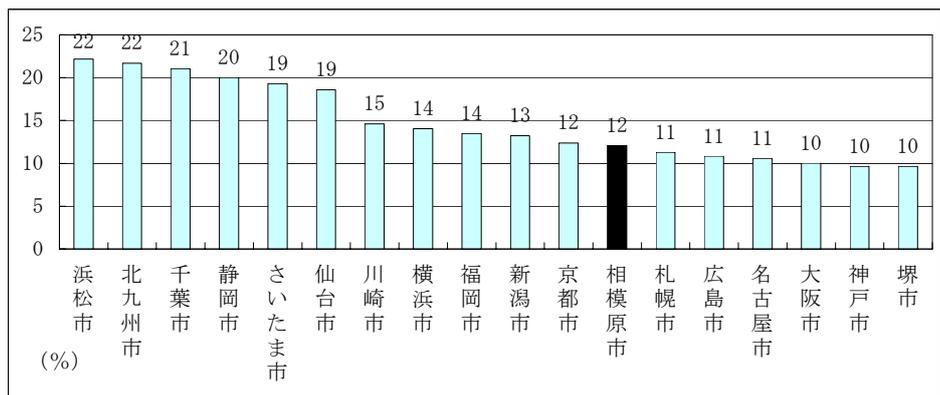
資料：総務省「平成17年度市町村別決算状況調」

(3) 歳出総額



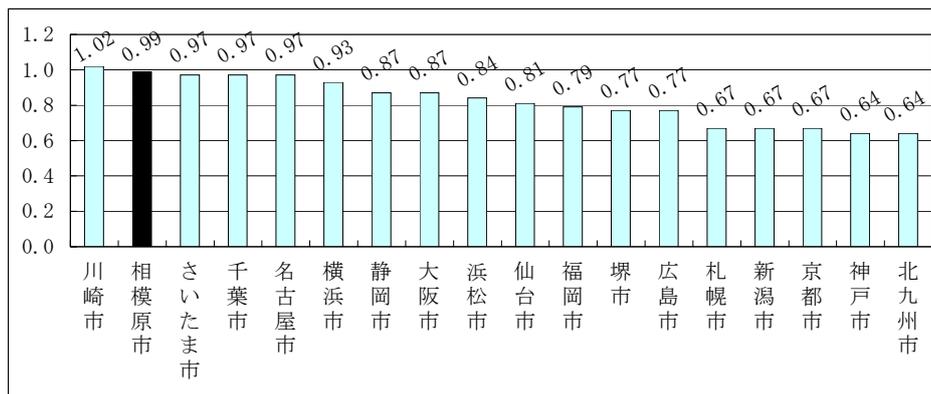
資料：総務省「平成17年度市町村別決算状況調」

(4) 歳出の構成 (歳出に占める普通建設事業費の割合)



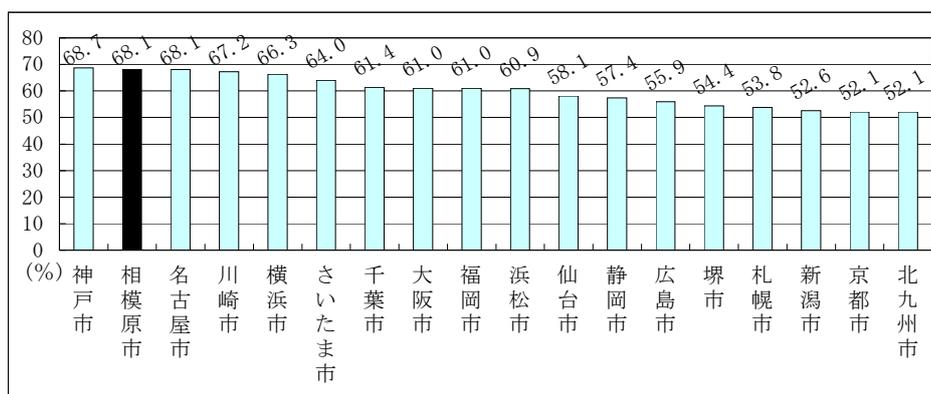
資料：総務省「平成17年度市町村別決算状況調」

(5) 財政力指数



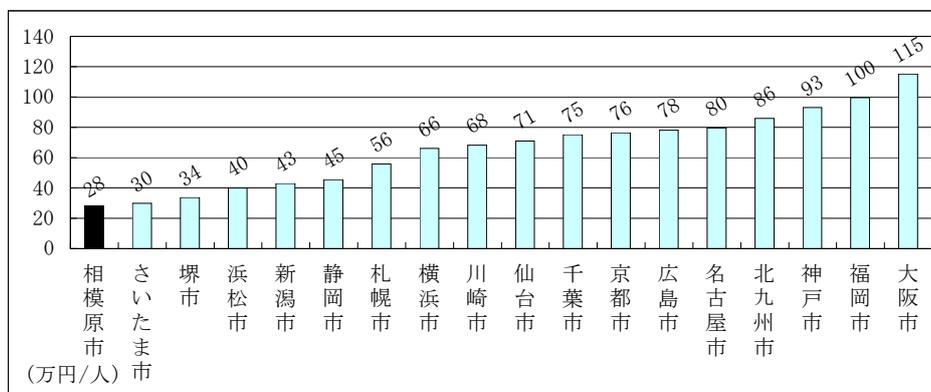
資料：総務省「平成17年度市町村別決算状況調」

(6) 自主財源比率



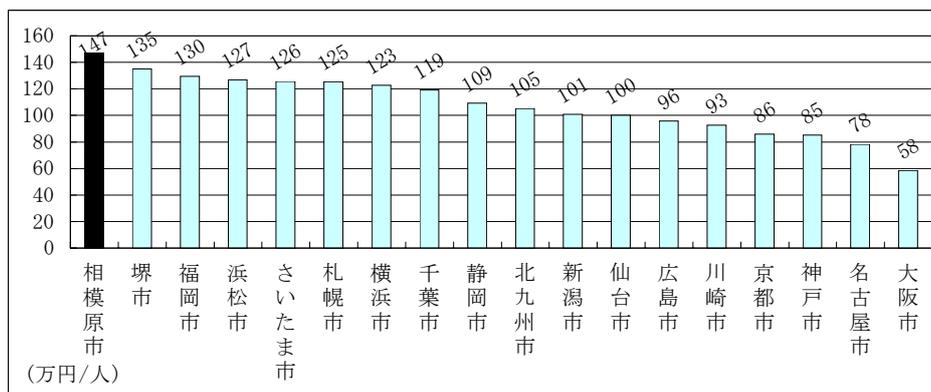
資料：総務省「平成17年度市町村別決算状況調」

(7) 市民1人当たりの地方債残高



資料：総務省「平成17年度市町村別決算状況調」

(8) 職員1人当たりの住民基本台帳



資料：総務省「住民基本台帳に基づく人口(平成19年3月31日現在)」
総務省「平成19年 地方公共団体定員管理調査」